

【当院で取得している施設基準・加算に係る掲示】

🍀 一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。後発品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品が不足した場合であっても、患者さんに医薬品が提供しやすくなります。

🍀 夜間・早朝等加算

18 時 0 0 分（土曜は正午）以降に診察を行った場合、夜間・早朝等加算の対象となります。

🍀 時間外加算

下記の時間帯に受付をされた場合、時間外加算の対象となることがございます。

月・火・木・金曜日：19 時 00 分以降

土曜日：17 時 00 分以降

🍀 外来感染対策向上加算 2・発熱患者等対応加算

外来感染対策向上加算は、組織的な感染防止対策につき厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る）において診療を行った場合、おひとりにつき初診・再診に関わらず月 1 回に限り所定点数 6 点を加算できるものです。

さらに、発熱その他感染症を疑う症状に対して適切な感染防止対策を講じた上で診療を行った場合、「発熱患者等対応加算」として月 1 回に限り 20 点を加算いたします。

当クリニックは感染症法第 36 条の 3 第 5 項に基づき、兵庫県と第二種協定指定医療機関として医療措置協定を締結しております。<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/kanen/shinkou-kansen.html>

電子的診療情報連携体制整備加算 2

当院では、医療 DX の推進に関して次の体制を整備しています。

- ①診療報酬のオンライン請求を行っています。
- ②健康保険証のオンライン資格確認を行っています。
- ③マイナ保険証の利用促進に取り組み、取得した診療情報等を診察室で閲覧・活用できる体制を有しています。
- ④ マイナポータル等を通じて取得した医療情報等に基づき、健康管理に関する相談に対応できる体制を有しています。
- ⑤医療 DX 推進の体制に関する事項および、質の高い診療を実施するために必要な情報を十分に取得・活用して診療を行っています。
- ⑥個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。
- ⑦電子処方箋の発行体制を有しています。

上記の体制により、初診時・再診時に「電子的診療情報連携体制整備加算 2」を算定しております。

令和 8 年 11 月 1 日